

マックス・ウェーバー

『二つの律法のあいだ』

山 田 高 生 訳

凡 例

- 一 この翻訳の底本は、Max Weber, *Zwischen zwei Gesetzen* (Februar 1916), in: *Gesammelte Politische Schriften*, 2. Aufl., Hrsg. v. Johannes Winckelmann, Tübingen 1958, S. 139—142 である。
- 二 訳文中傍点を付した字句は、底本ではイタリックである。
- 三 訳文中「」型括弧は、底本では▽ ▲型括弧である。
- 四 訳文中（）型括弧は、すべて底本のままである。
- 五 訳文中「」型括弧で囲んであるものは、通読の便宜のため訳者が挿入したものである。
- 六 原文のセンテンスがとくに長いものについては、訳者の責任においてこれを分割して訳出した。

マックス・ウェーバー『二つの律法のあいだ』

われわれの戦争の意味について（『婦人』誌々上で行なわれた）討論は、まさしくあなたが確信をもって尊重しておられる観点、歴史にたいするわれわれの責任をもっと強調するなら、おそろくさらに深めることができるでしょう。——私はこの言葉から幾分悲愴な感じさえ受けます。「しかし」事態そのものは単純なのです。

権力国家として組織された「より多くの」人口を持つ民族は、つぎのような明白な事実によって規定されています。すなわちそのような民族は、結局はスイス人、デンマーク人、オランダ人、ノルウェー人のような民族に課せられているのはまったく異った課題の前に立たされているということですから、言うまでもないことですが、「僅かな」人口と「僅かな」権力しか持たない民族が、少しの「価値」しかないとか、歴史の法廷の前で「重要」でないなどと言うつもりは毛頭ありません。このような「弱小」民族は、明らかにそのような「強大」民族とは異った義務を持っています。だからこそ、異った文化的可能性を持っているのです。あなたは、しばしば賞賛を博したヤコブ・ブルクハルト（一八一八—一八七七年、ドイツ系スイスの歴史家、美術史家）の権力の悪魔的性格に関する著書『世界史的考察』一九〇五年をご存知でしょう。今やこの著書は、例えばスイス人のような民族の保護の下にある文化財の観点からは、首尾一貫して高く評価されています。スイス人は、大きな軍事国家という甲冑をまとうことができません。（だから、歴史の上でもそうした義務を負うていません。）われわれもまた、国民的権力国家の外部に一個のドイツ魂が存在していることを運命に感謝しなければなりません。素朴な市民道徳、どんな大権力国家でも未だかつて実現したことのない真の民主主義、さらに、はるかに内面的でしかも永遠の価値——これらは、政治的権力を断念した共同体の土壌の上でのみ開花することができます。以上のことは、芸術の領域についても言えます。ゴットフリート・ケルラー（一八一九—一九〇〇年、ドイツ系スイスの作

家、詩人)のような真のドイツ人でさえ、わが国のような軍事国家の内部で生活していたとしたら、あのような本当に傑出した存在、比類のない存在には決してならなかったでしょう。

ところが、権力国家として組織された民族に向かって発せられる要求は免れることができません。世界権力——すなわち究極的には、未来の文化の特性を決定する力——が、一方ではロシアの官僚の規則と、他方ではおそらくラテン的な「理性」が混っているアングロサクソン民族の「社会」の慣習とのあいだで戦わずして配分されるなら、未来の世代、特にわれわれ自身の子孫は、デンマーク人、スイス人、オランダ人、ノルウェー人に責任を負わせはしないでしょう。彼らにではなくて、われわれに責任を帰するでしょう。しかも、そうすることは正しいのです。わが国は権力国家ですから、したがって、あの「弱小」民族とはちがって、歴史のこうした問題のなかで自分たちの力に物を言わせることができるのですから、あの両権力が全世界に氾濫するのを防ぐという歴史にたいする、つまり後世にたいする厄介な義務と責務は、あの小民族にはなくわれわれにかかっているのです。もしもわれわれがこの義務を拒絶するなら、ドイツ帝国は、文化を毒するようならびやかで浅薄な贅沢というものです。もしそうなら、われわれはこのような贅沢をすべきではなかったのです。われわれは、こんな贅沢をできるだけやく止めてしまつて、わが国体を「スイス化」——すなわち、芸術愛好家好みの庭園のある政治的に無力な小さな州に解体——すべきです。このばあいには、われわれは小民族としての文化価値——これがわが国の存在の意味を永久にとどめるでしょう——を静かに守っていくことになるわけですが、しかし、こうしたことをわが隣国がいつまでも許しておくだろうかと見守っていなければなりません。とはいへ、ドイツ帝国のような政治構成体はみずから進んで決意すれば、例えばスイスが行なっているような意味での平和主義的政治

にたずさわることができる、したがって国境侵害にたいしては優秀な国民軍をもって立ち向うことで事が足りると主張するならば、それは重大な誤りです。スイスのような政治構成体は、——わが国が敗北したばあい、時を移さずイタリアの併合欲を非難したとしても——少くとも原理的にはいかなる国の政治的権力計画の邪魔にはなりません。その無力なるが故ばかりではなく、その地理的位置からも邪魔にならないのです。ところがわが国のような強大国は、ただ存在しているということだけでも、他の権力国家にとって、殊に文化の欠如に基因するロシア農民の土地飢餓者とロシアの国教会及び官僚の権利害にとって障害なのです。これが今後どう変っていくかを見きわめる手だてはまったくありません。オーストリアは、あらゆる大国のなかでもっとも膨脹欲を持たない国でした。だからこそ——容易に見過されるのですが——もっとも危険な国だったので。オーストリアが崩壊するようなことがあったら、その最後の瞬間に崩壊を喰い止めるか、さもなければ崩壊するにまかせて数年後にわが国自身も見殺しにするか、わが国はこのいずれかを選ばなければなりません。ロシアの膨脹衝動を旨い具合に再びどこか他の方向へ向けることができなかつたら、将来も同じ状態が続きます。これは、どんな平和主義のお喋りでも変えることのできない運命なのです。同じように明白なことは、われわれがかつて——帝国を創設した当時——当面した選択とこれによって負うた義務から、たとえ逃れようと思っても、恥辱なしにはもはや逃れることができなかつたし、できないということです。

アメリカの「貴婦人」(男も含めて!)の平和主義は、もっとも卑しい「お喋り」<sup>キヤセメント</sup>です。この「お喋り」は、——まったくの善意なのですが!——かつて茶飲話の水準でなされてきました。しかもこの「お喋り」には、壟壕の野蛮人に比べて、物資供給の商売を見事な腕前で行なっている寄生虫の人間の偽善的態度がうかがえます。

た。同じように、スイス人の反軍国主義的「中立」と権力国家の拒否のうちに、権力国家として組織された国民の歴史的義務という悲劇にたいする偽善的な無理解のかなりの部分が時折見受けられます。にもかかわらず、われわれは、冷静にも、自分たちの運命がおかれている状況から、われわれドイツ国民だけでは引受けられない真の核心が、彼らの偽善的な無理解の背後に潜んでいるのを見極めることができます。

だが、福音主義については以上の議論からはずさなければなりません。——さもなくば、真剣に論ずるべきです。そこには、トルストイの結論しかないので。これ以外のものはいっさい存在しません。他人が——直接にせよ間接にせよ——支払わねばならない利子をただの一銭でも受取っている人なら誰でも、自分ではなく、他人の労働の汗がしみついている耐久消費財を持っているか、または非耐久消費財を使用している人なら誰でも、あの無情で無慈悲な経済的生存競争の営みから自分の生活の糧を得ているのです。こうした生存競争を、ブルジョアの用語法では「平和な文化的仕事」と呼んでいます。人間対人間の闘争のもう一つの形態はこうです。それは幾百万ではなく幾千万もの人びとが年々歳々肉体と魂を損なうか、零落するか、あるいはなんらかの「意味」が認められる点で、みんなが（女性も——自分の義務を果すときには、彼女たちも戦争を「行なっている」のですから）、名誉にたいして、簡単に言ううと、運命によって定められた自国民の歴史的義務にたいして責任を負うのとは実際におよそかけ離れた生活をするようになることです。これについての福音書の立場は、決定的な点でまったく明白です。福音書は、まさしく戦争——戦争について特に述べられているわけではありませんが——にたいしてのみならず、この世界が世俗的「文化」の世界、したがって「被造物」の美、尊厳、名誉、偉大さの世界とするとときには、究極的には現世のいっさいの法則にたいし反対の立場に立ちます。これについて結論を下

マックス・ウェーバー『二つの律法のあいだ』

さないものは誰でも——トルストイでさえ死に臨んで始めて結論を下したのですが——、権力戦争の可能性と不可避性をいつかは内包する現世の法則に自分が結びついていくこと、及びこの法則の内部でのみ「日々の要求」をかなえることができることを知っておくべきです。だがこの要求は、スイスのドイツ人にたいするのは別の意味を、ドイツにいるドイツ人にたいし持っていたし、現在も持っています。今後もち続けるでしょう。なぜなら権力国家の財に参加するものはすべて、全政治史を支配している「権力—プラーグマ」の法則に巻き込まれるからです。

冷静な老経験主義者ジョン・スチュアート・ミルは、つぎのように述べたことがあります。経験の土壌からは、ひとつの神に達するものではなく——少くとも善の神には達しないと私には思われますが——、多神教に達するものだ、と。実際、(キリスト教的意味での)「現世」に住む人は、多数の価値系列——それぞれ、ひとつひとつを見れば、義務を負うているように見えます——のあいだの闘争以外のものをもともと経験することができないのです。そのような人は、これらの神々のいずれに、またはいつ一方の神に、いつ他方の神に仕えんと欲し、仕えるべきかを選ぶ必要ありません。しかしそのときには、彼は常にこの世のある神にたいする闘争に、あるいはいくつかの他の神々にたいする闘争に入ります。そして殊に、キリスト教の神とは——少くとも山上の垂訓のなかで告げられた神とは——永久になんの関係もなくなるのです。

## 解題

ここに訳出したマックス・ウェーバーの『二つの律法のあいだ (Zwischen zwei Gesetzen)』なる論文は、当

初、月刊誌『婦人 (DIE FRAU)』の一九一六年二月号に掲載され、後に『政治論集』のなかに収録された。もともとの論文は、同誌の一九一五年十月号と一九一六年一月号に発表されたドイツ人ゲルトルト・ボイマー (Gertrud Bäumer) とスイスの平和主義者ゲジネ・ノルトベック (Gesine Nordbeck) との間の論争に目をとめたマックス・ウェーバーが、ボイマー宛の手紙を『婦人』誌の編集部に送ったものを、編集部が「討議を深めるうえに大変重要である」と判断し、この論争のテーマであった『二つの律法のあいだ』をタイトルに冠して、同誌に掲載したものである。

ここで「二つの律法」というのは、「世界は主の善で満ちている」という命題(福音の律法)と「主は国民思想を熟させる」という命題(祖国愛の律法)を意味している。『婦人』誌にはじめに発表されたボイマーの『二つの律法のあいだ』論文によれば、ひとは、この二つの律法のいずれか一方に道徳的基準をおいて他方を非難することはできない、むしろこのような「二つの律法のあいだ」の矛盾＝緊張のもとで生活することが「われわれの時代の本質」である。なぜなら、一方が善、他方が悪であるという絶対的な道徳主義的価値基準に従って諸民族の権力闘争を判断することはできないからである。敵国もまた、この権力闘争のもとに立つことを承認することによって、そこから相互に「誠実さ」という倫理的義務が要請される、これがボイマー論文の趣旨である。これにたいするノルトベックの批判は、『二つの律法のあいだ?』という疑問形のタイトルで、もともと福音の律法と祖国愛の律法との間にはなんらの矛盾も存在しないことを主張したものであった。ノルトベックによれば、多くの人達は、無数の人の血を流すような祖国愛は持たないが、しかし故郷、家族、文化財などにたいする愛情と保護という意味での祖国愛を持っており、これは平和主義的な福音の律法と矛盾するものではない。しかも、

マックス・ウェーバー『二つの律法のあいだ』

平和への意思が権力への意思を打ち負すことができないとしたら、それはもはや、野蛮人と変わるところがなく、ヨーロッパ文化の崩壊を意味している、という。だから、ボイマーのごとく、「二つの律法のあいだ」の対立をかきたて、そこから諸民族の権力闘争に「誠実に」参加することを倫理的義務であるとみなす考え方によると、偉大さと権力とを目指さない弱小国家の市民は祖国愛を持ちえないことになるし、さらに、「二つの律法のあいだ」のボイマーの苦闘は、善が悪に勝つという信念を放棄することによって、かえって人間と人間との対立を激化させる危険な考え方であると批判される。かいつまんで述べると、ボイマーとノルトベックとの間の論争の要点は以上のようなものであった。これがウェーバーの目に止まり、彼をしてボイマー宛の手紙を書かしたのには、二つの事情があったと思われる。そのひとつは、政治と倫理とのアンチノミーの問題である。ウェーバーの権力思想の核心をなしているこの問題について、彼自身の言葉で語ることによってボイマーの立場をさらに徹底させようとしたこと、これである。もうひとつは、この問題を帝国主義時代におけるヨーロッパ諸民族の権力構造のもとでとらえかえずというウェーバー独自の政治的感覚である。みられるとおりウェーバーは、この論文において、権力国家と弱小民族との歴史的課題のあり方の相違、それぞれの「歴史にたいする責任」のとり方の相違を強調することによって、権力国家によってはなしえない小民族独自の文化的諸価値を防衛するという課題を、権力国家に課せられた宿命的な義務としてうけ入れたのであった。ボイマーの考え方のなかには、このような権力国家ドイツの文化的使命にたいする責任意識の点でなお不十分なところがあったわけである。われわれは、この論文のなかから、「権力の悪魔的性格」をまさしく「悪魔的性格」として自覚しつつも、なおかつ、それ以外にはヨーロッパの弱小民族の自立と文化的多様性をまもる道はないと感得せざるをえなかったところ



の、帝国主義時代の自由主義者マックス・ウェーバーにおける権力と文化との悲劇的な関連を読みとることができらるだろう。

ポイマーとノルトベックの論争のより詳しい紹介とウェーバーにおけるキリスト教平和主義批判の積極的意味については、不十分ながら、拙稿『マックス・ウェーバーのキリスト教平和主義批判——「二つの律法のあいだ」論争によせて——』（成城大学経済学部創立二十周年記念論文集、昭和四五年、二〇五―二二二ページ）を参照いただきたい。

（一九七一・八）